

平成25年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

平成25年12月19日（木曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

- 日程第1 第64号議案から第76号議案まで
（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決）
- 日程第2 第77号議案
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第3 第78号議案
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第4 意見書案第7号及び意見書案第8号
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第5 議員派遣の件について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

- 1 番 土 谷 信 也
- 2 番 近 藤 紀 男
- 3 番 成 重 博 文
- 4 番 安 達 隆
- 5 番 山 田 秀 夫
- 6 番 松 本 博 彰
- 7 番 中 山 田 健 晴
- 8 番 河 野 徳 久
- 9 番 明 石 光 子
- 10 番 土 谷 力
- 11 番 村 上 和 人
- 12 番 鴛 海 政 幸
- 13 番 安 東 正 洋
- 14 番 北 崎 安 行
- 15 番 川 原 直 記
- 16 番 河 野 正 春
- 17 番 山 本 博 文
- 18 番 菅 健 雄
- 19 番 徳 永 浄

○欠席議員（1名）

- 20 番 大 石 忠 昭

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 清 水 栄 二

庶務係長 次郎丸 浩 一
議事係長 岩 本 力
主 任 西 田 巨 樹

市 長 永 松 博 文
副 市 長 鴛 海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長

市参事兼税務課長 安 東 良 介
市参事兼建設課長 甲 斐 智 光

総務課長 筒 井 正 之
財政課長 佐 藤 之 則
企画情報課長 安 藤 隆 治

地域活力創造課長 河 野 真 一
市民課長 藤 重 深 雪
保険年金課長 山 田 真 一

ウェルネス推進課長 佐 藤 清
人権・同和对策課長 伊 南 富 士 子
環境課長 後 藤 史 明

商工観光課長 榎 本 久 光
農林振興課長 安 田 祐 一
農地整備課長 大 力 雅 昭

上下水道課長 都 甲 賢 治
地域総務二課長兼水産・地域産業課長 中 尾 勉

消 防 長 後 藤 三 利
総務課 課長補佐兼総務法規係長 後 藤 勲
総務課 広報担当官兼秘書広報係長 水 江 和 徳

教育委員会 都 甲 さおり
教 育 長 河 野 潔
教育庁総務課長 渡 邊 和 幸

教育庁学校教育課長 小 川 匡
監査委員

事務局 長 久 保 健 一

○議長（河野正春君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議長（河野正春君） 日程第1、第64号議案から第76号議案までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、中山田健晴君。

12月19日

○総務委員長（中山田健晴君） 総務委員長報告を行います。

去る12月13日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案6件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第64号議案、平成25年度豊後高田市一般会計補正予算第3号のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金、県支出金、地方交付税などで財源措置されており、補正額は、1億197万2,000円の増額で、補正後の予算総額は、134億245万3,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、地域の元氣臨時交付金の計上による財源更正に伴い、一般財源の剰余分の積み立てを行う財政調整基金積立金が計上されています。

消費費では、高規格救急車2台に、消防と医療機関を画像と音声で結ぶ遠隔画像伝送装置を整備する費用などが計上されています。

審査の結果、第64号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第67号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市定住促進空き家活用住宅虹いろ住宅四番館）ですが、定住促進空き家活用住宅虹いろ住宅四番館の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を大分県住宅供給公社に指定するものです。

審査の結果、第67号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第68号議案、豊後高田市常勤特別職の職員、豊後高田市教育委員会教育長及び豊後高田市職員の給与の臨時特例に関する条例の一部改正については、本年7月1日からの市長、副市長、教育長及び一般職職員の給与の減額措置について、県内他市の状況を考慮して、給与に係る減額率の引き下げなどを行うものです。

審査の結果、第68号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第69号議案、豊後高田市収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正については、地方税法の一部改正による地方税に係る延滞金の割合の特例の見直しにより、本市の収入金に係る延滞金の割合の特例についても同様の措置を講じるものです。

審査の結果、第69号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第70号議案、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備については、「消費税率」及び「地方消費税率」が引き上げられることに伴い、消費税等の課税対象となる各種料金等について、消費税等相当額の引上げを行うものです。

審査の結果、第70号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第71号議案、豊後高田市火災予防条例の一部改正については、消防法施行令及び建築基準法施行令の改正に伴い、引用している条項の整理を行うものです。

審査の結果、第71号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 社会文教委員長、明石光子君。

○社会文教委員長（明石光子君） 社会文教委員会報告を行います。

去る12月16日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第64号議案、平成25年度豊後高田市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、総務費では、防犯灯のLED化を行う自治会に対し、設置費用の一部を助成する防犯・被害者支援対策費などが計上されています。

民生費では、生活支援ハウス及びデイサービスセンター周防苑の空調設備工事費が計上されています。

教育費では、図書館集会室に遮光用ロールカーテンを設置する経費が計上されています。

債務負担行為の内容としては、子ども・子育て支援新制度対応システム導入委託料が追加補正されています。

審査の中で委員より、防犯灯LED化事業の来年度の予想や国庫支出金などの精算償還金が生じた原因などの質疑が出されました。

審査の結果、第64号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第72号議案、豊後高田市後期高齢者医療に関する条例及び豊後高田市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正については、地方税法の一部改正による地方税に係る延滞金の割合の特例の見直しにより、後期高齢者医療制度における保険料及び介護保険料に係る延滞金の割合の特例についても同様の措置を講じるものです。

審査の結果、第72号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第73号議案、豊後高田市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により、題名が改正されることから、条例で引用する法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改めるものです。

審査の結果、第73号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 産業建設委員長、駕海政幸君。

○産業建設委員長（駕海政幸君） 皆さん、おはようございます。

それでは、産業建設委員長報告をいたします。

去る12月17日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案6件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第64号議案、平成25年度豊後高田市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容といたしましては、農林水産業費では、長崎鼻の搾油施設整備にかかる経費の一部を補助する「地域活力づくり活動支援事業」、そしてまた白ネギ、コネギ及びカボスの価格安定に向けた資金造成のため、大分県野菜価格安定基金協会への負担金を措置する「指定園芸品目価格安定対策事業」に要する経費が計上されています。

審査の結果、第64号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第65号議案、平成25年度豊後高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、給水区域外地域への新たな水道管布設工事に併せて、新たに消火栓を整備する「簡易水道施設改修事業費」が計上されて

います。

補正額は、112万円の増額で、補正後の予算総額は、1億1,157万7,000円となっております。

審査の結果、第65号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第66号議案、平成25年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第1号）は、一般職職員の人事異動等に伴う人件費の調整を行っており、補正額は、188万4,000円の増額で、補正後の予算総額は、2億1,567万5,000円となっております。

審査の結果、第66号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第74号議案、豊後高田市営住宅条例の一部改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

審査の結果、第74号議案につきましては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第75号議案、豊後高田市漁港管理条例の一部改正につきましては、使用料及び採取料について、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、所要の規定の整備を行うとともに、県の使用料及び採取料との整合性を図るため、改正するものです。

審査の結果、第75号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第76号議案、豊後高田市水道事業給水条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、水道料金及び加入金について、消費税及び地方消費税相当額の引き上げを行うものです。

審査の結果、第76号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 以上で委員長の報告を終わります。

これよりただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 質疑なしと認め、質疑を終

12月19日

結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

第64号議案から第76号議案までについては、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、第64号議案から第76号議案までについては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長(河野正春君) 日程第2、第77号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第77号議案は、監査委員の選任についてございまして、本年12月19日をもって任期が満了する監査委員に、安部多喜男氏を再任いたしたいので、同意を求めます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(河野正春君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、第77号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第77号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、第77号議案については、これに同意することに決しました。

○議長(河野正春君) 日程第3、第78号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第78号議案は、人権擁護委員の推薦についてございまして、平成26年3月31日をもって任期が満了する人権擁護委員に、木下秀孝氏を再度推薦することについて、意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(河野正春君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、第78号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第78号議案を採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、第78号議案については、これに同意することに決しました。

○議長(河野正春君) 日程第4、意見書案第7号及び意見書案第8号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

14番、北崎安行君。

○14番（北崎安行君） それでは、意見書案第7号「TPP決議の実現を求める意見書」について、提案理由の説明を申し上げます。

政府は現在、TPPの妥結に向け、関係国との協議を重ねています。

今年の4月に、国会決議といわれています衆参両議院の農林水産委員会でのTPP協定交渉参加に関する決議がなされ、政府においては、その決議に忠実に交渉結果を出すことが求められています。しかしながら、TPPは、秘密保持契約のもと、いまだ交渉内容が国民に開示されず、国民的議論もなされていない状況にあります。

また、この協定が妥結された場合、国内農業・農村が壊滅的な打撃を受けることは明らかであり、生産者は将来の農業経営に大きな不安を抱いている状況であります。

つきましては、「重要5品目の関税撤廃が除外できない場合には、即時交渉から撤退すること。」と「TPP交渉、日米2カ国間交渉など各国との交渉内容を開示すること。」を政府に強く求めたいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますよう、お願いするものでございます。

議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（河野正春君） 2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） それでは、意見書案第8号「大分県と四国電力の防災協定を求める意見書」について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、四国電力は愛媛県と防災協定を締結していますが、福島第一原発級の事故が起きれば、大分県も大変な被害を受ける可能性があります。そのため、愛媛県と同じタイミングで四国電力から情報が入ることが最も望ましいことであり、大分県としても四国電力と防災協定を締結する必要があります。

九州では、佐賀県の玄海原発、鹿児島県の川内原発がありますが、大分県を除く九州6県や原発に近い市町村の自治体では、九州電力との原子力安全協定を結んでいます。九州及び四国の、11県のうちこうした協定を結んでいないのは、現在、大分県だけとなっています。

しかしながら、大分県議会での質問におきまして、大分県は「事故が起きた場合、愛媛県を通して大分県にも情報が伝えられることになっており、大分県と四国電力との防災協定は考えていない。」という答

弁をしています。

福島原発事故の場合、情報伝達が遅れ、情報が伝わらないまま市民の被爆が進んだことが指摘されています。このような事故の場合、第一に迅速な情報の伝達が必要であります。

現在、伊方原発は再稼働に向けた安全審査が最も進んでおり、再稼働のトップを切ることが有力視されています。

つきましては、四国電力との防災協定の締結など、大分県知事へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますよう、お願いするものでございます。

議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第7号及び意見書案第8号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより意見書案第7号及び意見書案第8号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第7号及び意見書案第8号については、原案のとおり可決されました。

○議長（河野正春君） 日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付してあり

12月19日

まずとおりに派遣することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおりに派遣することに決定いたしました。なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

○議長(河野正春君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、終了いたしました。

これをもちまして、平成25年第4回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河野正春

豊後高田市議会議員 村上和人

〃 駕海政幸